

令和元年度 第5回 高知支部評議会

令和2年度支部事業計画（案）

令和2年1月16日

 全国健康保険協会 高知支部
協会けんぽ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

令和2年度 事業計画（高知支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部が実施するお客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に取り組む。 ・傷病手当金等の現金給付の申請受付から給付金の振込みまでの期間について、サービススタンダード（10営業日）を遵守する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を86.3%以上とする</p> <p>○ 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と、役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>○ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点審査項目を中心に審査を強化し、不正の疑義がある事案については「給付適正化プロジェクトチーム」で議論を行い、必要に応じ事業所への立ち入り検査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。 <p>○ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 <p>■ KPI：支払基金支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする</p> <p>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格点検については資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて全件点検を行い、返還請求等を確実に実施する。 ・外傷点検については、外傷性病名3,000点以上にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等に確実につなげる。

○ 柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費の適正化を目的に、患者に対するアウトソースでの文書照会と適正受診の啓発を強化するとともに傾向審査の推進を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の割合について対前年度以下とする

○ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し、適正化を図る。

○ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・ 保険証未返納者に対する日本年金機構での1次催告時に協会の案内文と返信用封筒の同封を依頼し、迅速な回収に努める。また、協会けんぽが行う2次催告は日本年金機構の資格喪失処理後1週間以内に、3次催告は3週間以内に行う。加えて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。
- ・ 資格喪失後受診に係る返納金債権は、早期対応が重要であるため、初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置く。あわせて、国民健康保険との保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.2%以上とする

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員へ、チラシやリーフレットで制度周知の広報を実施する。
- ・ 限度額申請書セットを配置している医療機関等の利用率促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者資格の再確認の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・本部が示す実施要項に基づき、被扶養者の資格確認を的確に行う。また、未提出事業所については、大規模事業所への勧奨と早期着手による提出率の向上を図るとともに、未送達事業所は調査により送達の徹底を図る。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.2%以上とする ○ オンライン資格確認の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 50.0%以上とする
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：108,853人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 63.2%（受診見込者数：68,795人） ・事業者健診データ 取得率 10.2%（取得見込者数：11,111人） ○ 被扶養者（受診対象者数：25,183人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 26.0%（受診見込者数：6,548人） ○ 健診の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施委託機関の増 ・効率的な受診勧奨の実施（各健診機関の予約状況を未受診事業所へお知らせする等） ■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 63.2%以上とする <li style="padding-left: 40px;">② 事業者健診データ取得率を 10.2%以上とする <li style="padding-left: 40px;">③ 被扶養者の特定健診受診率を 26.0%以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（特定保健指導対象者数：16,061人）

- ・ 特定保健指導 実施率 18.3% (実施見込者数 : 2,939 人)
 (内訳) 協会保健師実施分 13.9% (実施見込者数 : 2,232 人)
 アウトソーシング分 4.4% (実施見込者数 : 707 人)

○ 被扶養者 (特定保健指導対象者数 : 785 人)

- ・ 特定保健指導 実施率 12.7% (実施見込者数 : 100 人)

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診実施機関で「健診当日に指導を実施」の強化

- KPI : 特定保健指導の実施率を 18.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 360 人

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 高知県の策定したプログラムに沿って実行する

- KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○ 関係団体 (県、高知新聞社、アクサ生命、四国銀行、東京海上日動火災、住友生命、高知県社会保険協会等) との連携による『高知家』健康企業宣言事業所、健康経営優良法人認定事業所の拡大

○ 宣言事業所へのフォロー (特定保健指導、被扶養者の特定健診等の実施率向上に向けた取り組み) の強化

○ 健診受診者 10 名以上の宣言事業所に対する「健康度診断カルテ」の配付

○ 健康づくり好事例集の作成、配付

○ 高知新聞社の「こうち健康企業プロジェクト」との連携によるセミナー開催

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 各種広報媒体 (ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、高知県社会保険協会発行「社会保険こうち」等) により、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。

- ・ 算定基礎説明会や職場の健康づくり応援研修会等、各種説明会を通じて、健康保険制度や健康づくり等に関する情報を

わかりやすく発信する。

- ・申請書セット（限度額適用認定、出産育児一時金、治療用装具）の医療機関等へ設置することで、制度周知とスムーズな申請手続きの支援を図る。
- ・大規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨をおこなう。
- ・健康保険委員に対して、定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）をおこなう。

■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 54.0%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・医療機関や調剤薬局に対し、ジェネリック医薬品使用状況及び流通状況等の「見える化」ツールを提供し切り替え促進をおこなう。
- ・位置情報を利用し、ジオターゲティング広告による使用促進広報を実施する。
- ・フリーペーパー、電車広告、バス広告、懸垂幕、ラジオ広告等を利用した使用促進広報を実施する。
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにあわせた、効果的な広報を実施する。
- ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会での意見発信を強化する。
- ・本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。

■ KPI：高知支部のジェネリック医薬品使用割合を 75.6%以上とする

○ インセンティブ制度の周知広報

- ・インセンティブ制度について、丁寧な周知広報をおこなうとともに、加入者や事業主の行動変容に繋がるような働き掛けをおこなう。

○ 地域の医療提供体制への働きかけや医療制度改正等に向けた意見発信

- ・地域医療構想調整会議等にて、エビデンスに基づいた積極的な意見発信をおこなう。
- ・加入者や事業主に対して、医療提供体制にかかる分析結果の情報提供をおこなう。

■ KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする

② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ OJTを中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なOJTをおこなうとともに、採用3年目までの職員に対しては定期的なジョブローテーションを実施する。 ・必須6研修（ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）のほか、支部の課題や実情に応じた独自研修をおこなう。 ・自己啓発に取り組むための支援として本部が実施する通信教育講座の斡旋について、積極的な受講を勧奨する。 ○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識を高め、消耗品などの在庫管理、電力消費量の節減などにより経費節減に努める。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度（令和2年度）において一般競争入札案件が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。 ○ コンプライアンスの徹底とリスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・支部内研修等を通じ、ハラスメントや情報セキュリティ、個人情報保護をはじめとしたコンプライアンスの徹底を図る。
---------------------	---